

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 青森県
農業委員会名： 十和田市 農業委員会

I 農業委員会の状況（令和3年4月1日現在）

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,307
自給的農家数	442
販売農家数	1,865
主業農家数	587
準主業農家数	266
副業的農家数	1,014

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,384
女性	1,505
40代以下	489

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	579
基本構想水準到達者	321
認定新規就農者	16
農業参入法人	1
集落営農経営	17
特定農業団体	0
集落営農組織	17

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,480.0	3,830.0				12,300.0
経営耕地面積	5,229.7	3,999.7	2,510.9	16.8	1,472.1	9,229.4
遊休農地面積	23.7	3.5	3.5			27.2
農地台帳面積	8,888.0	4,094.8	3,140.3	21.0	933.5	12,982.8

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

農業委員数	定数	実数
		19
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	1
40代以下	—	2
中立委員	—	1

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

農地利用最適化推進委員	定数	実数	地区数
		14	14

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月1日現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	12,300ha	7,259ha	59.00%
課 題	現状の担い手への集積がある程度進み、農地の権利設定に関して落ち着きがみられる。今後は新たな担い手の確保が急がれる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 7,359ha (うち新規集積面積 100ha)
	目標設定の考え方:農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想に基づく
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランに関する集落座談会等を通じて、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業や、十和田市が行う農業経営基盤強化促進事業の周知を図り、相対での貸借を利用権設定へ切り替えるよう促す。 ・認定農業者制度の周知を図り、担い手の増加を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	4経営体	2経営体	3経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.2ha	2.0ha	1.8ha
課 題	規模拡大のための農地の確保		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3経営体	参入目標面積	3.0ha
活動計画	新規に3経営体の参入を目標に随時相談・受付を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	12,327ha	27.2ha	0.22%
課 題	管内農地面積が広く、全体の把握が困難である。山間部や沢地等、生産性の低い農地の解消が課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.7 ha			
	目標設定の考え方:遊休農地面積の1割程度を目途に遊休農地の解消に取り組んでいく。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		33 人	8月～9月	9月～10月
	調査方法	① 管内を地区別に分け、それぞれの区域の農業委員及び農地利用最適化推進委員を調査員として、現地巡回を実施する。 ② 巡回時に地籍図等を持参し、遊休化している農地を特定し、写真を撮り記録する。 ③ 事務局で農地台帳と照合し、利用権等設定農地や納税猶予農地等を確認して明確化する。		
		農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10月～11月	11月～12月		
その他	農業委員及び農地利用最適化推進委員による個別指導			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	12,300ha	0ha
課 題	・管内が非常に広範囲であるため、管内一円をくまなく把握することは困難である。 ・農協や改良区等の関係団体との連携が不可欠となっている。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	・管内の農地パトロールを随時実施する。 ・市の広報に違反転用防止を呼びかける記事を掲載し、農業者及び事業者への周知を図る(6月・12月)
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入